

米国の外交戦略と「国益」(一)
——クリントン政権の対東アジア外交政策を中心に——

寺本康俊

- 一 はじめに
 - 二 「国益」の概念と定義
 - 三 第一期クリントン政権の外交戦略と「国益」の関係
 - (一) ボトム・アップ・レビュー (E U R)
 - (二) 米国の国家安全保障戦略 (一九九四年)
 - (三) 第三次東アジア戦略報告 (E A S R)
 - 四 第二期クリントン政権の外交戦略と「国益」の関係
 - (一) 関与と拡大の国家安全保障戦略 (一九九六年)
 - (二) 米国の国益に関する報告書 (一九九六年)
 - (三) 四年毎の国防計画見直し (Q D R) (一九九七年) (以上、本号)
 - (四) 第四次東アジア戦略報告 (E A S R)
 - (五) 新世紀のための国家安全保障戦略 (一九九九年)
 - (六) 米国の対北朝鮮政策の見直し報告
 - (七) 二〇〇〇年国防計画
 - (八) 二一世紀国家安全保障委員会報告 (二〇〇〇年)
 - (九) 米国の国益に関する報告書 (二〇〇〇年)
 - (ロ) 二〇〇一年国防計画
- 五 おわりに

一 はじめに

冷戦終結から現在までの時期に於ける米国の東アジアに対する外交戦略は、従来の冷戦期のソ連「封じ込め」(containment)政策の一環としての東アジア政策から、この地域に対する米国の利益の増進を求めた「関与と拡大」(engagement and enlargement)政策への転換を志向しているプロセスと言えよう。しかし、とりわけ朝鮮半島情勢に対しては、米国防総省が発表したこれまで一九九〇年から九八年までの四回にわたる「東アジア戦略報告」(East Asia Strategy Report, EASR)や、一九九八年一〇月一二日公表のいわゆる「ペリー報告書」(Review of U. S. Policy Toward North Korea: Findings and Recommendations)等を検討すれば、米国が新たな朝鮮半島情勢に対する外交戦略に於いて、関与と封じ込め政策を苦慮しながら使い分けていることが読みとれる。それは、同時に朝鮮半島情勢の複雑な展開とクリントン(Bill Clinton)政権の外交の無原則性によるものであるとされる。実際、ここ最近、ジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush)共和党新政権の外交戦略の中心メンバーであるコンドリーザ・ライス(Condoleezza Rice)、ロバート・ゼーリン(Robert B. Zoellick)等は、クリントン政権の外交が利益の優先順位を無視し、「場当たり的」(speculative diplomatic ventures)で一貫性がないという批判を展開した^①。しかし、その反面、クリントン政権の任期中に、国防総省を中心に各方面から精力的に米国の利益についての模索、検討が相当程度行われていることも、事実である。

本論は、冷戦終結後の流動的な国際情勢の下に於いても、米国が模索する利益には自ずと一定の方向性が看取出来るという観点から、クリントン民主党政権中に行われた米国の外交戦略の基盤となる「利益」(national interests)の定義の策定を中心に検討する。

二 「国益」の概念と定義

国益の概念は、抽象的であり、用いられている文脈によって多様な意味を持つ。しかしながら、それでも幾つかの定義付けを行うことは可能である。また、国家は、この抽象的な国益という概念を具体的な政策に置き換え、国民に提示して実現を期することになる。⁽¹⁾

ブルッキング研究所 (The Brookings Institute) は、国益について「ある国家が行動する一般的で持続的な目的」と定義している。⁽²⁾ 花井等は、国益を「あらゆるナショナルな価値の総和」に等しいものとし、その価値は市民、社会、国家、特殊利益集団、政府及び官僚機構組織の五つのレベルに区分し、その性格は規定することの困難性、相当程度の連続性、政治行動に連結すること、を挙げている。そして、その曖昧さの故に、抽象的な価値を具体的な目的に翻訳、具現しなければならぬとしている。⁽³⁾ また、花井によれば、元来、国益概念の分析については、二つの基本的に相違する考え方があり、ハンス・モーゲンソー (Hans J. Morgenthau) に代表される客観主義派とリチャード・スナイダー (Richard C. Snyder) に代表される主観主義派が存在する。前者は、国益は客観的に規定し得るか、何らかの客観的に規定し得る尺度と基準の助けを借りて検討し得るというもので、死活的かつ核心的な利益である第一義的、恒久的、一般的なものと、ある特定の時代の政治行動を方向付ける第二義的、可変的、特殊なものに分ける。後者は、主観的な選好を不断に変化しつつある多元的な組み合わせに纏めたものと解釈し、政策決定者が国益と見做すものが国益と考える。⁽⁴⁾

ジョゼフ・フランケル (Joseph Frankel) は、国益を戦略(軍事)、政治(外交)、経済の三次元に分類し、一般型と

して国家的目標は政治的に決定され、戦略的目標はそれに役立つべきであり、国家の経済はその財源を供給することになるが、実際はこの戦略、政治、経済のバランスが崩れ、国家が政治、軍事、経済的に破綻することが数多くあることを指摘している。また、国益について、フランケルは、問題点の顕著性である「突出性」という概念、国内、国際領域に加えられた緊張の差異や当該国家の実行能力との関係による「範囲」という次元、更に死活的利益という概念、物理的そして経済社会戦略的距離及び死活的核心からの距離による「空間」の次元、時系列的配列と短期的か恒久的かを問う持続性に関する「時間」の次元を導入した分析手法を提示している。⁽⁹⁾そして、ホルステイ(Kalevi Holsti)は、国益という概念を避けて「目的」という概念を使用し、またその分類として、第一に政治単位の自己保存に関連することが最も多く、他の目的の基盤となるという意味の「核心的価値と利益」(“Core” Interests and Values)、第二に社会福祉、経済開発や国家の威信、自己の拡張を意味する「中範囲の目的」(Middle-Range objectives)、第三に国際体系の究極的な政治的、イデオロギー的組織に関する計画、ビジョンを意味する「長期的目的」(Long Range Goals)の三つのカテゴリーを示した。⁽¹⁰⁾

さて、各国の国益の在り方は、各国の所有するパワーとの関係で定義されなければならない。元国防次官補(国際安全保障問題担当) ジョゼフ・ナイ (Joseph S. Nye Jr.) は、国益の概念が曖昧なことを認めた上で、「民主主義社会に於ける国益は、世界の他の地域との関係をめぐって、市民の間で共有される一連の優先順位」のことであり、それは戦略的利益だけではなく、人権や民主主義を含むと述べる。また、米国民は米国の国益には幾つかの価値とその海外への伝播を含むことを考えていることは明らかであるとする。(例えば、旧ユーゴの民族浄化への対抗)。民主主義的な国益の概念は、道徳的外交と国益外交の区別を受け入れない。それは、道徳的価値は「目に見えない価値」(Intangible interests)であるからである。⁽¹¹⁾ オルブライト (Madeleine Albright) 前國務長官は、キンシンジャー (Henry A. Kissinger) との対

談で、米国の外交政策を遂行する上で、米国民が自分達の価値観を反映させることを強く主張することを指摘し、キッシンジャーも、米国の国益を考える場合、米国社会はそれまでの米国社会を結合してきた人間の自由という価値を肯定することを基盤に置き、これが米国にとって重要であり、国益の定義にも組み込まねばならないと指摘している。⁽¹²⁾

また、ナイは、世界各国の国力について、軍事的レベルでは米国の一極体制、経済力では米欧日の三極体制であることに鑑み、米国の国力は優勢ではあるが卓越的ではないとの分析の上に立って、米国は人道的利益(民族浄化等の虐殺を防止)が他の明確な国益(石油等のエネルギー供給、同盟国の防衛やその信頼性の維持)の存在によって補強されているケース以外は、軍事力の行使を控えるべきであるとし、湾岸戦争や旧ユーゴ紛争は両者の利益が重複する場合であるが、ソマリアのケースは軍事力の行使を控えるべきであった事例であると論ずる。⁽¹³⁾ ナイは、結論的に、米国の価値や目的が国力に関係するのであれば、国益は慎重さを伴う制約の範囲内で追求するべきだとする。即ち、情報化時代の米国の国益についての議論は、現在の米国の国力を考慮して、戦略的優先順位をつけ、戦略、経済、人道的利益を総合的に考慮して効果的な外交政策を実施する「慎重さのルール」(Prudential Rule)を構築することを提唱している。⁽¹⁴⁾

元国防次官補アシントン・カーター (Ashton B. Carter) と元国防長官ウィリアム・ペリー (William J. Perry) は、米国の国益の中で重要な位置を占める米国の安全保障に対する脅威を三つのレベルに分類している。脅威のヒエラルキーの中で最上層にあるAリストは、米国の存亡に関わる脅威であり、冷戦時代のソ連が消滅した現在、これに該当する脅威は存在しない。Bリストは、米国の国益に切迫した脅威を構成するものの、米国の存亡や米国民の生活には関わるものではないが、これは国防総省の戦略計画と予算を支えるペルシア湾と朝鮮半島で同時に発生する二つの大規模地域戦争を想定したものである。最下層のCリストは、米国の安全保障に間接的に影響を与えるが、米国の国益を直接的に脅かすものではなく、つまり、致命的な国益に対処する戦争という手段ではなく、平和維持活動で対処す

べきものであるとする。コソボ、ボスニア、ソマリア、ルワンダ、ハイチ問題がその事例に相当する。¹⁶⁾ソ連が消滅した現在、B、Cリストが焦点になりがちであるが、長期の戦略構想に立てば、新たなAリスト脅威の台頭を抑止することが非常に重要になる。そして、Aリスト脅威が現在存在しないことがぞんざいで浪費を伴う危機管理に繋がり、将来より大きな人的、物的コストを伴う脅威を招く危険性を指摘し、それを「内なる脅威」(the threat within)と呼ぶ。そのため、「予防防衛」(preventive defense)の必要性を説く。¹⁷⁾一方、Cリスト脅威が最近の外交政策の議題を占める理由について、カーターとペリーはAリスト脅威が消滅したことを挙げるが、ナイは他の理由としてCリスト脅威問題が情報化時代の現在に於いてメディアの関心を引くことを指摘する。即ち、コソボ紛争の様な世界のメディアの関心を引くイシューが米国民に大きなインパクトを与えやすい。つまり、現在のロシアのワイマール化(不安定化)、中国の覇権大国化、同盟国日本の重要性、国際体制の崩壊という抽象的な戦略的イシューよりも、コソボ紛争の方が、メディアや米国民の関心を引くとする。¹⁸⁾

サム・サーケジアン(Sam C. Sarkesian)は、第一に、米国の国益を「米国の価値が国際的な場に投影された表現」と定義し、米国の国益の目的は米国が有する価値の平和的追求を阻害しない国際的環境の創造と恒久化を含むと考える。つまり、米国の国益は、民主主義と開放的システムを育成、普及させることにあるとする。第二に、米国の国益を考える場合、米国の戦略を必ずしも米本土に限定することを意味せず、世界各地に対する軍事力の投射を必要とすること。第三に、良きにつけ悪しきにつけ、米国の国益を定義、表明することに於いて、米国大統領があくまで中心になること、を指摘している。¹⁹⁾

三 第一期クリントン政権の外交政策と「国益」の関係

冷戦の終結によってソ連の政治的・軍事的あるいはイデオロギー的影響力の拡大の阻止という従来の戦略目標が消失し、ポスト冷戦期の米国の外交政策は、ブッシュ政権に代わって、二期にわたるクリントン政権下で冷戦終結後の外交軍事戦略の在り方が本格的に検討されることになった。⁽²⁰⁾

クリントン大統領の就任年である一九九三年の九月二一日、同政権の国家安全保障問題担当大統領補佐官アンソニー・レイク (Anthony Lake) が、「封じ込めから拡大へ」と題する講演の中で、従来のソ連に対する封じ込め政策から、米国の海外に於ける国益の追求を目指すべく、米国の価値観の核となるコンセプトである民主主義と市場経済体制の拡大戦略への転換を唱え、(1)米国と欧州、カナダ、日本を中心とする主要な同盟諸国による市場民主主義共同体の強化、(2)民主主義と市場経済の世界への普及、(3)民主主義と市場経済を脅かすいわゆる「反動国家」の国家能力の弱体化、(4)援助だけではなく、民主主義と市場経済への支援による人道主義的課題の解決、但しメディアの力による国民的圧力に拘わらず、米国のコスト、実行可能性、援助の継続性、関係団体の参加等を考慮することが必要、の四つの要素を挙げていた。⁽²¹⁾

(一) ボトム・アップ・レビュー (BUR)

同年一〇月、アスピン (Les Aspin) 国防長官によって、国防計画として「ボトム・アップ・レビュー」(Bottom-Up Review, BUR) が公表された。BURは、東欧の旧共産圏諸国やソ連の崩壊、そして湾岸戦争の勃発の様な冷戦構造の崩壊に伴う新たな事態の発生を受けて、ソ連の大規模な核及び通常兵器によるグローバルな危機という「従来の危

機」から、(1)核、生物、化学兵器の拡散、(2)地域大国による侵略や民族、宗教紛争、(3)ロシア等での民主化改革の挫折、(4)強力かつ国際的競争力を備え、持続的成長をする米国経済の構築の失敗、という四つの「新たな危機」を想定し、米国の軍事力が前二者について中心的役割を、後二者について重要な役割を果たすこと、そしてこうした危機の分析が米国の戦略と軍事力の規模と形態を決定するのに役立つことを述べている。⁽²³⁾

こうした危機を克服した後の今後の「新たな展望」を幾つか指摘している。(1)既存の安全保障パートナーシップや同盟関係を拡充し、より規模の大きい民主国家の共同体を形成すること、(2)抑止力を向上させ、敵対的な地域大国による戦略の可能性を減少させるために、新たな地域的安全保障協定や同盟体制の形成を促進すること、(3)START I、IIで合意された米ソ両国による戦略核兵器の大幅な削減を実現すること、(4)過剰な資源を米国の繁栄に必要な不可欠な部分に投資しつつ、より少ない資源で米国の安全保障を維持、発展させること。⁽²⁴⁾

以上の様な安全保障環境の革命的な変化にも拘わらず、米国の最も「根本的かつ不変の目標」として、次の通り掲げる。(1)国内外の米国人の生命、個人的安全を擁護、(2)米国の政治的自由、独立の維持、(3)米国及び米国民の幸福と繁栄の提供、さらに、これ以外に、「核心的価値」として、民主主義、人権、紛争の平和的解決、国際経済体制に於ける開放的市場の維持、を挙げている。またB U Rは、「関与、予防そしてパートナーシップの戦略」[A Strategy of Engagement, Prevention and Partnership]を掲げている。⁽²⁵⁾ これらの永続的な目標を達成するために、国際的な政治的、経済的、軍事的関与を追求する。この様な「関与」というアプローチは、米国の安全保障コミットメントからの急激な撤退に伴う世界的不安定や不均衡という危険を回避することに役立つことになると同時に、長期にわたる米国の目標を擁護増進するためや米国の国益に対する脅威を阻止するために必要な国際環境を形成することに資することになる。この「関与」戦略は、「予防」と「パートナーシップ」という二つの特徴によって定義されている。即ち、民主主義、経済成長、

自由市場、人間の尊厳、紛争の平和的解決を促進し、米国の国益にとって重要な地域を優先することによって、米国の国益に対する脅威を阻止すること。さらに新たに、自由、繁栄、平和のための国際的なパートナーシップを追求することであり、このパートナーシップを成功させるためには同盟国の貢献と同盟国との公正な政治的、経済的、軍事的関係を構築する米国の能力にかかるとする。²⁵⁾

結論的に、米国の主要な課題は、二一世紀の厳しい競争的環境に向けて社会経済体制を強化すると同時に、防衛能力と海外コミットメントに於いて、急激な削減という危険を回避することであるとする。そうした性急な削減は、米国の世界的な安全保障環境と繁栄の双方を改善させようとする試みを阻害するものであると指摘している。²⁷⁾

さらに、BURは、冷戦後に於ける米国の外交戦略にとって重要な二つの政策を提示している。第一に、世界の二ヶ所で同時に勃発する主要な地域紛争 (two major regional conflicts, MRC) に勝利を取めることが可能な十分な軍事力を維持すること。つまり、主としてイラクを中心とする中東方面と朝鮮半島を対象にした、いわゆる「二正面对応能力」の維持である。²⁸⁾ 第二に、第一次東アジア戦略報告で海外駐留米軍の段階的削減の方針が出されたものの、第二次戦略報告の時点で北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国) の核脅威やフィリピンのスービック基地からの撤収などの新情勢を考慮して削減計画を修正した後を受けて、東アジアでの米軍駐留一〇万人体制の維持を明示したことである。これらが、国防費の算定基準となった。²⁹⁾

(二) 米国の国家安全保障戦略 (一九九四年)

一九九四年七月に公表された「米国の国家安全保障戦略」の基本は、市場経済体制を採用した民主主義国家による共同体を拡大すると共に、米国と米国の同盟諸国及び米国の国益に対する脅威を抑止し、封じ込めることにある。そして、その中心目標は、(1) 強力な軍事力の維持と協調的な安全保障手段の拡大によって安全保障を強化すること、(2)

外国市場を開放し、世界の経済発展を促すこと、(3)海外の民主主義を推進すること、に置いている。そして、米国の外交戦略の中で、アジア太平洋地域ほど上記の三要素が絡み合っているところはなく、また継続した関与が必要なところは無いとしている。⁽³⁰⁾

次に、米国の「死活的な国益」として、(1)米国が自由で独立した国家として存続すること、(2)国民の繁栄と国内外で国家として積極的に活動するために健全かつ発展する米国経済を推進すること、(3)自由、人権、民主主義体制が普及するような世界を構築、(4)健全かつ協調的、力強い同盟・友好国関係のシステムを強化すること、を挙げている。⁽³¹⁾

(三) 第三次東アジア戦略報告 (EASR)

翌九五年二月二七日には、ジョゼフ・ナイ (Joseph S. Nye Jr.) 国防次官補 (国際安全保障問題担当) の下で作成された「第三次東アジア戦略報告」⁽³²⁾ (米国の東アジア太平洋地域に関する米国の安全保障戦略)「The United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region, 略称EASR」が国防総省によって公表された。この報告書の特徴としては、第一次 (一九九〇年)、第二次報告 (一九九二年) が三段階に分けて東アジアに於ける駐留米軍を逐次削減する方針であったものを、米国の安全保障プレゼンスが東アジアの発展のための「酸素」の提供を支援する役割を担うものとして、一〇〇万人規模の米軍を東アジアで維持して行く方針を明示したことである。換言すれば、東アジアの安定が米国の国益を考える上で極めて重要であるという認識を示したのである。⁽³³⁾ 具体的には、アジア太平洋地域は現在経済面で世界の最もダイナミックな地域であり、この地域の安全保障は米国の将来に決定的な作用を及ぼし、「死活的」に重要であり、アジア経済の成長の多くは、中東石油資源のアクセス・ルート例の様に、その安全保障環境と直接連動していることを指摘している。⁽³⁴⁾

また、同報告は、アジア太平洋地域に於ける米軍の前方プレゼンスは、同地域安全保障と米国の全世界的な軍事態

勢にとつて不可欠の要素であり、米軍の前方展開戦力は、以下の事項を保証するものであるとしている。(1)世界規模の危機に迅速かつ柔軟に対応する能力、(2)地域覇権主義の台頭の阻止、(3)この地域の広範かつ重要な係争問題に対する影響力の強化、(4)国家安全保障目的を満たすのに必要な米国戦略の削減に伴う、戦力の経済効率の目覚ましい向上、(5)広大な太平洋という地理によつて生ずる時間と距離のハンディキャップの克服、(6)米国の友好・同盟国及び潜在敵対国に対して等しく、この地域全体の安全保障が米国の国益を構成していると明確に表明すること。こうした観点から、第一次東アジア戦略報告以来、アジアに前方展開する米国の軍事力はアジア太平洋の平和維持に必要な能力の維持に向けて慎重に調整され、一九九〇年の約一三万五〇〇〇人から九四年は一〇万人へと削減されたが、この第三次戦略報告で同地域に於ける米国のコミットメントを支えるために一〇万人体制を維持することを表明したのである。³⁵⁾

同報告は、続けて、より具体的に、北朝鮮が通常戦略の強化を継続していることに鑑み、米国は在韓米軍を削減するという従来の計画を凍結すると同時に、米軍が世界のどこかの地域(想定されるのは、中東と朝鮮半島)で大規模な地域紛争に関与した場合でも、北朝鮮の侵略を抑止あるいは停止させ、敗北させ得る十分な戦力の提供と信頼すべき防衛能力を形成する基盤の支援を韓国に於いて継続するとして「二正面对応能力」の堅持である。³⁶⁾

この様に、クリントン政権下の第三次東アジア戦略報告は、アジア太平洋に於ける「死活的な米国の国益」を守るために、この地域に米国の前方軍事プレゼンスを継続する必要を強調している。換言すれば、ナイ・イニシヤチブによつて進められたこの第三次戦略報告は、アジア太平洋地域に対して、その繁栄と安定、そしてそれを担保する米軍の軍事的プレゼンスに最大の評価を与えているのである。³⁷⁾

四 第二期クリントン政権の外交政策と「国益」の関係

(一) 関与と拡大の国家安全保障戦略(一九九六年)

一九九六年二月には、ホワイトハウスによって「関与と拡大の国家安全保障戦略」(A National Security Strategy of Engagement and Enlargement)が公表された。冷戦終結後の新たな脅威と機会に焦点を当て、米国の主要な目標を三つ挙げている。(1)海外に於ける米国の即応的かつ効率的な対応が可能な軍事力によって安全保障体制を高めること、(2)米国の経済力の再生、(3)海外に於いて民主主義を普及させること。この「安全保障」、「経済の再生」、「民主主義の普及」という三つの目標は相互に関連しており、しかも米国が世界に「関与」し、安全かつ開放された市場そして民主的な国家群による共同体を「拡大」することによって、支えられると指摘している⁽³⁸⁾。

また、米国は世界の警察官ではないが、卓越した経済、軍事大国として、また民主的価値観を体現する国家として、世界的リーダーシップを発揮する必要がある。しかも、「予防外交」(preventive diplomacy)を、民主主義、経済援助、海外での軍事プレゼンス、外国軍隊との交流、中東等での多角的交渉への参加などを通じて行う。そして、米軍の関与は、米国の国益にとって最も重要な課題に焦点を合わせた「選択的」なものでなければならぬという、いわゆる「選択的関与」(selective engagement)戦略を提唱する。こうして、前述の三つの目標を実現させるために、米国は、指導力を発揮して安全保障、民主主義、自由市場の世界的な共同体を拡大させる国家安全保障戦略に基づき、世界に関与しなければならぬとする⁽⁴⁰⁾。

注目されるのは、米国内の繁栄の促進から米国を脅かす世界的脅威の阻止に至るまで米国の戦略的利益の全ては、

民主主義と自由市場を信奉する諸国の共同体を拡大することによって推し進められることを指摘している点である。換言すれば、米国の戦略の核心は、米国が最も強い戦略的関心を抱き、最も重要視する地域に於いて民主主義と自由市場が普及し、生き残ることを支援するものである⁽¹⁾。いわば、米国の安全保障、経済の再生、民主主義の普及が相互に関連し、三位一体であることを述べている。東アジア地域に関しては、米国にとって安全保障と繁栄の点で非常に重要性が高まっており、この地域ほど米国の安全保障、経済の再生、民主主義の普及という、いわゆる「三叉戦略」(three-pronged strategy)が相互に関連している地域はなく、また米国の関与がこの地域ほど必要なところはないとする。

関与と拡大の国家安全保障戦略は、新たな太平洋共同体の第一の柱が安全保障であるとする。太平洋国家である米国が地球的侵略を阻止し、米国の国益を確保するために、積極的な前方プレゼンスを維持し、指導する。日本、韓国、オーストラリア、タイやフィリピンの様な同盟国との緊密な同盟関係及び継続的な米国の軍事プレゼンスが当該地域の米国の安全保障上の役割を果たすことになる。実際、東アジアに於ける米軍プレゼンスの一〇万人体制が侵略や冒險主義を阻止することに貢献している。その具体例として、核兵器の不拡散を目指した朝鮮半島での「米朝枠組み合意」(一九九四年一〇月二日)、そして多国間安全保障体制の形態をとりつつあるが米国を中心とした緊密な二国間関係の基礎の上に成立しているARF(ASEAN地域フォーラム)、さらに、政治的に安定しかつ経済的に開放的な中国の国際社会への参入を図ろうとする「包括的関与」(comprehensive engagement)政策の採用や、東南アジアの安定と平和にとって中核的な役割を占めるベトナムとの外交関係の正常化(一九九五年七月)の例を挙げている。第二の柱が、経済的に成長著しい東アジアへの米国のコミットメントである。繁栄し開放的なアジア太平洋が米国経済の健全性の鍵を握ること。APECに於ける経済成長の申し合わせ、日米包括的経済協定による日本市場の開放、中国との知的

所有権をめぐる合意、中国のWTO（世界貿易機関）への加入が、その具体例である。第二の柱がアジア・太平洋地域での民主改革の支援であり、その例として中国、ベトナム、ビルマを挙げている。⁽⁴³⁾

(二) 米国の国益に関する報告書（一九九六年）

ハーバード大学科学・国際問題センター (Belfer Center for Science and International Affairs, Harvard University)、『ニクソン平和・自由センター (The Nixon Center)』、ランド研究所 (RAND) 等の米国有力シンクタンクやマケイン (John McCain) 共和党上院議員、ナン (Sam Nunn) 民主党上院議員等の超党派議員によって構成された「米国益委員会」(Commission on America's National Interests) は、一九九六年七月一七日、核の脅威など米国が直面する死活的課題の検討を行った「米国の国益 (America's National Interests) に関する報告書」を公表している。⁽⁴⁴⁾ その背景として、冷戦後に於いて、米国民民の外交に対する関心の希薄化と政治指導者の内政問題への傾斜、ソ連の崩壊による米国の外交上の座標軸の混乱等により、目的意識を持った指導力が欠如したことで、米国の国益や価値を推進させる機会が消失したことを挙げ、しかも米国の資源といえども限定的であり、国益に優先順位をつける序列の概念の導入が必要であることを強調している。⁽⁴⁵⁾

国益委員会は、こうした問題意識の上に立って、確固たる国益を土台にした米国外交の再確立の必要性を唱えた。即ち、今後数十年にわたり一貫しかつ持続的な未来外交の唯一の確固たる基盤は、国益に対する国民の明確な意識であり、米国の国益に根差した外交こそが世界に於いて米国が関与すべき優先事項を規定出来得ることを指摘している。同委員会は、米国の国益について、「死活的利益」、「極めて重要な国益」、「重要な国益」、「重要性の薄い利益もしくは二義的な利益」の四つのカテゴリーに分けて提示している。⁽⁴⁶⁾

その内、「死活的利益」に関して、五つのケースを示している。(1)核及び生物、化学兵器による攻撃の脅威を阻止、

抑止または減少させること、(2)欧州もしくはアジアで敵対する覇権国家の台頭を阻止すること、(3)米国の国境及び支配海域で米国に敵対する大国の台頭を阻止すること。(4)主要な世界的システム(貿易、経済市場、供給、エネルギー、環境面)の崩壊を阻止すること、(5)米国の同盟国の生存を確保すること。⁽⁴⁷⁾

そして、米国の抱える世界的な課題として、(1)国際社会への中国の参入に対処すること、(2)核兵器及び核兵器使用可能物質の管理の失敗を防ぎ、生物・化学兵器の拡散を抑制すること、(3)日本や欧州同盟国との健全な戦略的パートナーシップ関係の維持、(4)ロシアの崩壊、内戦、独裁主義への回帰の阻止、(5)米国の比類なき指導力、軍事力、国際信頼の保持、を挙げ、前述の米国の国益の序列が座標軸を与えることになる⁽⁴⁸⁾としている。

地域的には東アジア、ロシア、欧州とNATO、中東の四地域に分類しているが、注目される東アジア地域に関しては、次の通りである。「死活的利益」(1)東アジアでの敵対的な覇権国家の台頭を阻止すること、(2)日本と韓国が自由で繁栄した国家として生存し、米国の同盟国に留まること。「極めて重要な利益」(1)新たな核、生物化学兵器能力の同地域での台頭を阻止すること、(2)朝鮮半島、台湾海峡、南シナ海を紛争のない地域とすること、(3)戦争をすることなく、しかも新たに生まれる秩序を強化しようとする細心の注意を払った合意の下、中国を国際システムに参入させること。「重要な利益」(1)東アジア全域での船舶航行の自由を維持すること、(2)東アジア地域での中国及び他の独裁主義国家で政治的多元主義の成長と基本的人権へのより大きな尊重に向け促すこと、(3)東アジア地域の諸国家が貿易と投資で市場開放を維持すること。⁽⁴⁹⁾

米利益委員会は、次の四半世紀の国際政治での大きな特徴は世界最大の潜在大国、中国の台頭であると明言し、中国によるミサイル(部品)のイラン、パキスタンへの売却、軍事力増強、南シナ海に於けるパラセル諸島占領(一九七四)、ミズチーク環礁占領(一九九五)による航行の自由に対する妨害、そして一九九五年と一九九六年三月の台湾海峡

での地対空ミサイル実験、実弾射撃演習による台湾に対する威嚇、の例を挙げている。そして、米国の国益は、中国が世界的、地域的な軍事的脅威にならないことであり、慎重な条件で国際システムに参入することにあるとする。

日本に関しては、日本の安全保障は対米関係に依拠して強力であることに認識を求めると同時に、米国自身も日本と戦略的パートナーシップを維持するという安全保障上の米国の国益は、市場開放を求める貿易面での譲歩を引き出す試みに対して優先権が与えられねばならないとする。北朝鮮に対しては、一九九六年に経済、社会、政治体制が崩壊の限界に達し、それは米国だけではなく、日本、中国、ロシアにとって戦争の回避、朝鮮半島の新たな核兵器能力の不存在という極めて重要な国益が危機に瀕することを指摘する。考えられる危機の結果として、韓国への大量移民、非武装地帯を越えての北朝鮮の軍事攻撃、核施設を支配下に置くための韓国(大韓民国)の北側への進駐、あるいはこれらの複合したものを挙げている。⁽⁵⁰⁾

(三) 四年毎の国防計画見直し(QDR)(一九九七年)

コーエン(William S. Cohen)国防長官は、一九九七年五月、大部の「四年毎の国防計画見直し」(Report of the Quadrennial Defense Review, QDR)を公表した。QDRは、前年に発表された「ジョイント・ビジョン二〇一〇」(Joint Vision 2010, JVN2010)という統合参謀本部による報告書に基づいているが、このQDRによって二一世紀に向けてその後の四年間の国防計画や予算編成の基本方針が定められた。

QDRによる一連の見直し作業によって、脅威、戦略、その実行、さらには資源問題まで検討された。世界環境の分析に基づいた包括的な防衛戦略を策定しており、短期及び長期にわたる米国の防衛戦略は、米国の国益を増進する戦略的環境を「形成」(shape)し、あらゆる種類の脅威に「対応」(respond)する戦闘能力を維持し、そして将来の脅威に対して「準備」(prepare)を継続的に実施しなければならないとする。この戦略の基礎をなしているものは、米国

は擁護すべき世界的利益を有する唯一のグローバル・パワーとして、外交的、経済的、軍事的に関与し続けなければならないという自負による観点である。⁽⁵³⁾

QDRの第一の特徴は、冷戦終結以来の見解と経験という戦略的基礎に基づいた国際的安全保障環境の形成、対応、準備という戦略である。米国は、殆ど同時に勃発する二つの大規模な地球的紛争を戦い、勝利を収める戦闘能力を有しなければならぬ。この二正面对応能力は、BURでも検討されたが、国際的安全保障環境の形成、対応、準備という別の観点から議論したものである。⁽⁵⁴⁾ 第二に、米軍の将来の戦力は現在に比し、性格を異にすること。湾岸戦争の例を見るまでもなく、IT (Information Technology) 革命の進展が戦闘形態を変える。これは、JV2010が既に新たな作戦概念を指摘していたところであり、いわゆる「あらゆる方面での優位」(full spectrum dominance) と言われるものである。つまり、「支配的作戦行動」、「正確な関与」、「全体的防御」、「重点的後方支援」により、情報面での優位を確保して正確な関与と作戦を実施して効率的な作戦の展開を図る一方、敵側には同様の作戦を阻止しようとするものである。⁽⁵⁵⁾ 第三に、このQDRによる国防計画は、財政的に可能なものであるということ。全体的な計画と米国の資源とのバランスをとり、議会による財政削減要求にも応えるというものである。⁽⁵⁷⁾

次に、QDRに於ける防衛戦略と米国の国益との関連はどうか。先ず、米国の国益と限られた資源とを考えると、米軍の使用は「選択的」(selective) にならざるを得ない。即ち、米軍を使用するか否かは、危殆に瀕している米国の国益が、「死活的」(vital) なものか、「重要」(important) なものか、もしくは「人道的」(humanitarian) なものか、あるいは軍事的関与のコストと危険性が当該国益に相応するものであるかどうかにか委ねられる。もし米国の死活的利益が危機に陥れば、米国は単独でも軍事力を行使することになる。⁽⁵⁸⁾ 米国の「死活的利益」は、必ずしも下記に限定されたものではないが、例示すれば次の通りである。(1)米国の主権、領土、市民の擁護、及び米本土に対するNBC(核・

生物・化学)兵器を含む脅威の予防と抑止。(2)米国に敵対的な地域連合や覇権国の出現の阻止、(3)海洋の自由や国際的
通商海路、航空路線、宇宙空間の安全の確保、(4)重要な市場、エネルギー供給、戦略的資源に対するアクセスの確保、
(5)米国の同盟国と友好国に対する侵略の阻止と、必要があれば打破すること。しかし、米国の軍事力が行使されるの
は米国の国益が増進される場合であつて、あくまで選択的かつ限定的なものである。⁵⁹⁾

QDRの防衛戦略である国際的安全保障環境の形成、対応、準備という三要素が、二〇一五年までの米国の防衛戦
略を規定する。QDRは、その三要素について、次の様に検討する。

(1) 国際的安全保障環境の形成 —— 国防総省は、米国の国益を増進するための国際安全保障環境の形成に於いて、必
要不可欠の役割を果たす。例えば、世界の重要な地域に於いて、地域の安定の促進、紛争や脅威の予防、減少、侵略
や威圧行動の阻止への努力を行うが、それは米軍の海外駐留、外国軍との合同訓練、交流、国際軍事教育訓練(I M E
T)プログラム等の幅広い手段によつて行われることになる。また、国際的安全保障環境の形成は、(i)地域の安定の促
進 —— 米国が死活的かつ重要な国益を有している地域に於いて、米軍は、安全保障環境を高めるために、重要な同盟
国や友好国の安全保障を支援し、核となる同盟体制や連合を強化するべく活動する。(ii)紛争や脅威の予防、減少 ——
これこそが、米国が軍隊の海外駐留を維持し、平時の関与活動を実施し、様々な政策的イニシアチブに資金提供して
いる決定的な理由である。具体的には、(a)米朝枠組み合意やロシア、ウクライナ等との協調的脅威削減(CTR)プロ
グラム、(b)核不拡散条約やミサイル輸出管理レジーム(MTCR)等の様な、軍拡競争やNBC兵器の拡散の阻止、(c)
テロ活動の阻止、(d)非合法的な薬物の流入や生産の減少、(e)マケドニアに於ける米軍の展開の様に、紛争の鎮静化。(iii)
侵略と威圧行動の阻止 —— 平時に於ける米軍の海外駐留が、世界の重要地域に於ける侵略や威圧行動の阻止に貢献し
ているが、これには米軍の安全保障コミットメントを維持する意志と能力を敵対的国家に明示することが必要となる。

通常兵器の優位は同盟国や駐留米軍を防御するが、核兵器の第一義的役割も米本土、駐留米軍、同盟国や友好国に対する侵略を思い止まらせることであり、つまり他国のNBC兵器に対する保険、核の存在する不確かな将来に於いて同盟国に対する安全保障コミットメントの維持として重要な役割を担うとしている。⁶⁰⁾

(2)あらゆる種類の危機への対応——好ましい国際安全保障環境形成への努力にも拘わらず、米国はその国益を擁護し、米国の決意を示し、グローバル・リーダーとしての米国の役割を示すために、危機に対応することが求められる。従つて、米国は、危機に於ける敵対国の侵略や威圧行動を抑止し、小規模の同時発生紛争に対応することから、大規模の地域紛争を戦い勝利を収めることまで、あらゆる種類の軍事的活動を実施しなければならないとする。また、この際、連合もしくは同盟国と協力して行動することが、米国の単独行動よりも、一連の行動の政治的合法性を高め、財源面でも補強出来、米国が政治的、軍事的、財政的に単独で負担せず済むことになる。(i)危機に於ける侵略や威圧行動を抑止すること。——危機に対処する最初の段階は、後により大きな対応を必要とするのではないように敵対国を抑止することである。危機に於ける抑止としては、当該国家に米国のコミットメントの意向を伝えたり、当該地域での米国の戦闘能力を増強することによつて米国の国益の存在を表明することである。こうした危機に於ける米国の迅速かつ実際の対応が、意義のある抑止的效果を持つ。さらに、米国は、敵対国に対してその抑止の意図、侵略や威圧行動のコストを伝えることによつて、抑止力を發揮できる。(ii)小規模の戦闘(SSC)行動の実施——小規模な地域的紛争に対する軍事力による迅速な関与は、介入しなければより多くの犠牲と致命傷を与える紛争を封じ込め、解決し、緩和出来る最良の方法である。今後二〇一五年までの一五〜二〇年間、こうした小規模地域紛争の起こる可能性は依然として高い。米国はこうした世界で同時に多発する小規模地域紛争に対して成功裏に対処せねばならず、しかも敵対国がNBC兵器の様な非対称手段を使用する場合をも含めた、いかなる環境の下でも首尾よく対応しなく

てはならない。(iii)大規模地域戦争(MTW)を戦い、勝利を収めること。——この任務は、米国に対して最も要求度の高いものであり、世界に於ける米国の国益を擁護するために、米国は米国に敵対する利益を有する地球国家の軍事力を常に凌駕し続けなければならない。また、このためには、同盟国や友好国と協調し、そのための合同訓練が必要となる。米国は、世界各地に国益を有するグローバル・パワーとして、現在及び予見出来る将来、地球的同盟国と協調して、同時に遠隔地で勃発する二つの大規模侵略行為を阻止し、打ち勝つことが至上命令となる。仮に、米国が同時に一ヶ所以上で発生する侵略を撃退する能力を放棄するのであれば、グローバル・パワー、安全保障パートナー、国際社会のリーダーとしての米国の立場は、疑問に付されることになる。実際、同盟国の一部の国家は、米国が単一の戦域に於ける戦闘能力しか有しないのであれば、もし米国が他の戦域に深く関与した場合、もはや自分達を防御する能力はないと判断するであろう。この様に、単一戦域戦闘能力は、世界の重要地域に於ける米国の安全保障コミットメントに関する抑止力と信頼性の両方を損う危険性があるとす⁽⁶¹⁾る。

(3)不確実な将来に対する準備——米国は、一九九七年から二〇一五年までの期間を通じて、好ましい国際環境を形成し、あらゆる危機に対処するが、それと同時にこうした将来の危機に直面して効果的に形成、対応出来るような米国の戦闘能力に変容させて行かなければならない。こうした米軍の効果的な編成は、既にJ V二〇一〇に示されているが、QDRでは次の四項目をその実現のための必要条件として挙げている。(i)旧式のシステムを取り換え、最先端技術を米軍の優越性に取り組むことによる軍の近代化、(ii)米軍の能力向上に軍事革命(Revolution in Military Affairs, RMA)を利用すること、(iii)国防総省の大胆な再活性化のために、ビジネス革命(Revolution in Business Affairs, RBA)を利用すること、(iv)地域大国の予想外な早期の台頭の様に、通常では考えられないが、重大な将来の脅威に対して効果的に対処出来るように、例えば研究・開発(R&D)等を行い、事前に思慮ある分別のある手段をとっておくこと。⁽⁶²⁾

最後に、QDRは、欧州と太平洋方面に於ける駐留米軍の一〇万人体制を再確認している。⁽⁶³⁾ この一九九六年のQDRは、二〇〇一年秋に改訂される予定であるが、その間の米国外交戦略に関する多くの政策文書に対して根本的戦略方針を提示したものである。

(注)

- (1) 米国の東アジア戦略報告は、国防総省が冷戦の終結を受けて、アジア・太平洋地域の戦略枠組の基本政策を公表したものである。第一回(一九九〇年)、第二回(一九九二年)に於いては、残る二〇世紀を三段階に分け、日本、韓国等からの米軍戦力を逐次段階的に撤退させることにしたが、第三回(一九九五年)と第四回(一九九八年)では、朝鮮半島の情勢変化、日韓等の同盟国の不安感を払拭するために、東アジア地域に於ける駐留米軍一〇万人体制の維持を明らかにしたものである。
- (2) 正式名は、「米国の対北朝鮮政策の見直し」：所見と勧告」Dr. William J. Perry, U. S. North Korea Policy Coordinator and Special Advisor to the President and the Secretary of State, *Review of United States Policy Toward North Korea : Findings and Recommendations*, Oct. 12, 1999. <http://www.state.gov/www/regions/eap/991012_northkorea_rpt.html> 邦訳「米国の北朝鮮政策の見直し」：所見と勧告①②」『世界週報』一九九九年二月一四日、二二〇号。
- (3) Condoleezza Rice, "Promoting the National Interest" *Foreign Affairs*, Vol. 79, No. 1, p. 46, 61-62. 邦訳「国益を基へて国際主義を構築せよ」『論座』二〇〇〇年一一四月号。Robert B. Zoellick, "A Republican Foreign Policy", *Foreign Affairs*, Vol. 79, No. 1, p. 76. 邦訳「情報化時代の新外交戦略」『論座』二〇〇〇年三—四月号。
- (4) Joseph Frankel, *National Interest*, London, 1970, p. 15. 邦訳「シモン・フランクフル著、河合秀和訳『国益』(福村出版、一九七三年)。花井等『新外交政策論』(東洋経済新報社、一九九八年)四五頁。
- (5) *Ibid.*, p. 18.
- (6) 花井前掲書、三四、三六、四五頁。
- (7) 花井前掲書、三七—四六頁。Frankel, *op. cit.*, pp. 16-17. 国益の理論的概念の紹介については、花井前掲書が有益で、本稿も参照した。

- (8) Frankel, *op. cit.*, chap. 4, 5. (Dimensions of National Interest : I, II)
- (9) Kalevi J. Holsti, *International Politics : A Framework for Analysis*, Englewood Cliffs (New Jersey), 1977, p. 126. 邦訳『J・ホルスティ著 宮田誠文監訳『国際政治の理論』(勁草書房、一九七二年)』。
- (10) *Ibid.*, pp. 131-139.
- (11) Joseph S. Nye, Jr., "Redefining the National Interest", *Foreign Affairs*, Vol. 78, No. 4, pp. 22-24.
- (12) Council on Foreign Relations, *A Conversation with Former Secretaries of State : Kissinger, Stultz, Christopher, Albright* (Meeting Program, N. Y., April 24, 2001) p. 18. <http://www.cfr.org/public/pubs/SecState_4-24-01/Transcript.html> 邦訳『シモン・ニコラソン他「ホルトブリュール vs. キッシンジャー——米中・北朝鮮のサトル防衛、人道的介入の将来」【論座】二〇〇一年七月四日』。
- (13) *Ibid.*, p. 19.
- (14) Nye, *op. cit.*, pp. 32-34.
- (15) *Ibid.*, pp. 34-35.
- (16) Ashton B. Carter, William J. Perry, *Preventive Defense : A New Security Strategy for America*, Washington, D. C., 1999, p. 11.
- (17) *Ibid.*, p. 14, 18, 191. カーターとペリーの「米国防軍力優位の必要性の再検討」の要旨を引く。Ashton B. Carter, "Keeping America's Military Edge", *Foreign Affairs*, Vol. 80, No. 1 を参照。
- (18) Nye, *op. cit.*, p. 27.
- (19) Sam C. Sarkesian, *U. S. National Security : Policymakers, Processes and Politics*, Boulder (Colorado), 1995, pp. 24-25.
- (20) 冷戦終結後に於ける米国の外交と軍事戦略について、特に国益との関係に言及したものととして、島川雅史『アメリカ東アジア軍事戦略と日米安保体制』(社会評論社、一九九九年)、『鈴木祐二』第二期クリントン政権の軍事力再編と国防政策』(坂本正弘・滝田賢治編著『現代アメリカ外交の研究』中央大学出版部、一九九九年所収)を参照。
- (21) Remarks of Anthony Lake, *From Containment to Enlargement*, Johns Hopkins University, Sep. 21, 1993. <http://www.fas.org/news/usa/1993/usa_930921.htm>

- (22) Department of Defense, *Report on the Bottom-Up Review*, Oct. 1993. <<http://www.usnma.edu/DNTR/bur.htm>>
- (23) *Ibid.*, pp. 1-2.
- (24) *Ibid.*, p. 3.
- (25) *Ibid.*, pp. 3-4.
- (26) *Ibid.*, p. 4.
- (27) *Ibid.*..
- (28) *Ibid.*, p. 9.
- (29) *Ibid.*, p. 24.
- (30) 「米国防総省の第三次東アジア戦略構想(①～④)(完)」『世界週報』一九九五年三月二一日号～四月二一日号、①六六―六七頁。
- (31) 同上、①六八頁。
- (32) このレポートは、「ナイ・イニシアチブ」と称されるように、当時、知日派の国防次官補ジョセフ・ナイが、当時日米経済摩擦や第一、二次東アジア戦略報告の東アジア地域に於ける戦力削減表明によって「漂流」していた日米関係を再構築する目的で、自ら主導権を発揮し作成したものである。船橋洋一によれば、第一、二次戦略報告が米国内、特に議会向けの表明であったのに対し、この第三次戦略報告はアジア・太平洋諸国に対して米軍のプレゼンスについてこれ以上撤退しないというメッセージを送ることに主眼があった。(船橋洋一『同盟漂流』(岩波書店、一九九七年)二七八頁)
- (33) 前掲、「米国防総省の第三次東アジア戦略構想①～④(完)」①六四―六五頁。
- (34) 同上、②六一―六三頁。
- (35) 同上、③六四―六五頁。
- (36) 同上、③六五頁。二正面対応戦略については、その後、二〇〇〇年四月一九日公表の「二一世紀国家安全保障委員会報告」に於いて転換する必要がある指摘され、ブッシュ新政権下でも、最近ラムズフェルト(Donald H. Rumsfeld)国防長官が、上院軍事委員会への証言している。(『毎日新聞』二〇〇〇年六月二一日、またDOD (Department of Defense) News, Aug. 3, 2001. <http://www.defenselink.mil/news/Aug_2001/n08032001_200108033.html>)
- (37) 同上、④七〇頁。

- (33) White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*, Feb. 1996. <http://www.fas.org/spp/military/docops/national/1996_strat.htm> における一九八六年のブールドウォーターニコラス国防総省再編法に基づいて「国家戦略を伴成したものと見做す」(Ibid., p. 1)
- (39) Ibid., p. 2, 7, 15.
- (40) Ibid., pp. 15-16.
- (41) Ibid., p. 40. この中で「これは民主主義的十字軍ではない、米国に最も役立ちききょうな地域に於いて、自由を根付かせるという現実主義的コミットメントを必要と付言」している。(Ibid., p. 40)
- (42) Ibid., p. 48. 米国の国防政策上のいわゆる「三叉戦略」の一つは「前掲鈴木論文を参照」。
- (43) Ibid., pp. 48-50.
- (44) 米国防務委員会『米国の国益』に関する報告書 (①②③)『世界週報』一九九六年一〇月二二日号—十一月五日号。
- (45) 同上 ④六六一六七頁。
- (46) 同上 ④六七—七二頁。
- (47) 同上 ④六七—七三頁。
- (48) 同上 ④六七—六八頁。
- (49) 同上 ④六六頁。
- (50) 同上 ④六七—六八頁。
- (51) Department of Defense, *Report of the Quadrennial Defense Review*, May, 1997. (以下 QDR と略す) <<http://www.defenseink.mil/pubs/qdr>> 報告「米国の国防計画見直し」(QDR) に関する文書 (①②③④)『世界週報』一九九七年七月二二日—八月四日号。
- (52) John M. shalikashvili, chairman of the Joint Chiefs of Staff, *Joint Vision 2010*. (以下 JV 2010 と略す) <<http://www.dtic.mil/jv 2010/jv 2010.pdf>> 二〇〇〇年八月三〇日公表の General Henry H. Shelton, Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *Joint Vision 2020*. (以下 JV 2020 と略す) <<http://www.dtic.mil/jv 2020/jv 2020a.pdf>> <<http://www.dtic.mil/jv 2020/jv 2020b.pdf>> の「前掲の基本方針を踏襲」している。

- (53) *QDR, op. cit.*, the secretary's message. p. 2, section 3. p. 13.
- (54) *Ibid.*, the secretary's message. p. 3.
- (55) *JV 2010, op. cit.*, pp. 1-2, *JV 2020, op. cit.*, pp. 1-3.
- (56) *QDR, op. cit.*, the secretary's message. p. 4.
- (57) *Ibid.*.
- (58) *Ibid.*, section III. p. 2.
- (59) *Ibid.*.
- (60) *Ibid.*, pp. 3-5. カーターとペリーによる「冷戦終結後の「予防防衛」(preventive defense)の必要性という観点から、国防総省は国際安全保障環境の対応と準備に比して、形成の努力が遙かに不足していることを指摘し、国際安全保障環境の形成は、米国の安全保障にとって「鍵となる構成要素」(a key component)であることについて。(Carter, Perry, *op. cit.*, p. 19)
- (61) *QDR, op. cit.*, section III. pp. 5-7.
- (62) *Ibid.*, pp. 8-11. RMAについては、松村昌廣『日米同盟と軍事技術』(勁草書房、一九九九年)を参照。
- (63) *Ibid.*, section 10. p. 2.